

令和元年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和元年6月7日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	芝健治
企画員		企画員	
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課員	宮本真里	住民生活課員	木村陽子
企画員		企画員	
企画員	陸平志保	住民生活課員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	企画員	
		産業建設課員	三浦誠
		企画員	

産業建設課 企画員	吉田忠弘	上下水道課長	橋本秀行
上下水道課 企画員	谷本誠	教育委員会 総務課長	中松秀夫
教育委員会 総務課学校 給食センター 所長	前芝由希	教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 3 号 平成30年度上富田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 報告第 4 号 平成30年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 8 報告第 5 号 平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
- 日程第 9 報告第 6 号 平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）
- 日程第10 報告第 7 号 平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第4号）
- 日程第11 報告第 8 号 平成30年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第 9 号 平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）
- 日程第13 報告第10号 平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業繰越明許費繰越計算書
- 日程第14 報告第11号 平成30年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）
- 日程第15 報告第12号 平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）
- 日程第16 報告第13号 平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算

(第4号)

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第17 | 報告第14号 | 平成30年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 報告第15号 | 令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第1号) |
| 日程第19 | 報告第16号 | 令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号) |
| 日程第20 | 議案第53号 | 新元号制定に伴う関係条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第54号 | 上富田町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第22 | 議案第55号 | 上富田町森林環境譲与税活用基金条例 |
| 日程第23 | 議案第56号 | 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第57号 | 上富田町診療所条例を廃止する条例 |
| 日程第25 | 議案第58号 | 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第59号 | 上富田町特別会計条例の一部を改正する条例 |
| 日程第27 | 議案第60号 | 令和元年度上富田町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第28 | 議案第61号 | 令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号) |
| 日程第29 | 議案第62号 | 令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算(第1号) |
| 日程第30 | 議案第63号 | 工事請負変更契約の締結について(平成30年度 第1号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気設備工事) |
| 日程第31 | 議案第64号 | 工事請負変更契約の締結について(平成30年度 第2号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置機械設備工事) |
| 日程第32 | 議案第65号 | 工事請負変更契約の締結について(平成30年度 第3号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設備工事) |
| 日程第33 | 議案第66号 | 工事請負変更契約の締結について(平成30年度 第4号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事) |

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第 2 回上富田町議会定例会を開催いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 8 時 5 7 分

再開 午前 9 時 2 4 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

日程に入る前に、5 月から 10 月までクールビズ期間となっております。上富田町議会でも 6 月から 9 月定例会までクールビズとしてノーネクタイで会議することに決定しております。また、町作製のポロシャツの着用も許可しております。それに伴いまして、本会議はノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは議長判断により上着をとっていただくことになります。本日は上着をとっていただいて結構かと存じます。当局の方も上着をとっていただいて結構であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 2 番、正垣耕平君、3 番、家根谷美智子君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第２ 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月１９日までの１３日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は１３日間に決しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第３ 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成３１年３月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第１２１条の規定により出席要求した６月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情２件と日本政府・両院議長への意見書議会議決・意見書採択の陳情書と会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める要請と米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する決議案採択のお願いの陳情につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは本日６月７日午後３時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また討論の方式を記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第2回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のため格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝申し上げます。

平成から令和へ新元号が制定されて初めての議会になります。

本年も梅の収穫期となっていますが、JA紀南では、小梅が5月7日から、古城は5月15日から、南高は5月27日から荷受けを開始しております。その状況について、JA紀南や生産者から話を聞きますと、小梅、古城は小玉傾向で推移し、終盤に向かっている状況であり、南高は昨日の梅の日がピークとなるようです。また、南高の着果率について、前年並みであるが、生産予想量は前年よりやや少ないと見込んでいる状況であるとのことです。

次に、令和元年春の叙勲で、長年にわたり警察官としてご尽力された功績により、田上秀穂氏が瑞宝双光章を、廣畑耕氏が瑞宝単光章を受章され、先ほど議会の皆様にもご出席をいただき、祝賀会を開催いたしました。なお、廣畑耕氏は、ご本人より辞退したい旨の申し出がありましたので、今回、皆様にはご報告のみとさせていただきます。

次に、常任委員会で平成30年度の決算の状況を説明していますが、平成30年度は地方税収入や普通交付税が増加したことから、財政調整基金などからの繰り入れをすることなく決算に向けて進めており、本定例会に上程する平成30年度一般会計補正予算（平成31年3月29日専決）において予算編成しています。

実質収支額では5,000万円程度の黒字決算となる見込みであり、議員各位のご理解とご協力のもと、税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著にあらわれたものと評価しているところであります。

しかしながら、本年度から開始している子ども医療費の中学校卒業までの無償化や昨年度からの学校給食運営費などの財源を確保する必要があることから、引き続き厳しい財政運営となりますので、今後ともご協力よろしく願いいたします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案につきましては、報告事項として、①条例の一部改正2件、②平成30年度一般会計・特別会計補正予算10件、③繰越明許費繰越計算書2件、④令和元年度特別会計補正予算2件、条例の一部改正4件、条例の制定・廃止3件、令和元年度一般会計・特別会計補正予算3件、工事請負変更契約の締結4件の計30件であります。

なお、追加議案として、上富田町教育委員会委員の任命について、本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要を説明いたします。

報告第1号につきましては、上富田町税条例等の一部を改正する条例でございます。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、3月29日付で専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めるものであります。改正の概要は、ふるさと納税対象が6月1日から総務大臣が指定した地方自治体のみ対象となることや、10月からの消費税及び地方消費税の改正に伴い、住宅ローン控除期間の延長、軽自動車税の税率軽減などを加えた改正でございます。

次に、報告第2号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、3月29日付で専決処分しましたので、その報告をし、承認を求めるものであります。改正の概要は、国民健康保険税における軽減措置の対象となる判定所得基準額の引き上げに伴う改正であります。

次に、報告第3号につきましては、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回の補正は、各事業費の精査及び平成30年度の実質収支を見込んだ最終予算で、補正前の額から8,000万7,000円を減額し、予算総額を66億101万2,000円と定め、3月29日付で専決処分いたしました。一部が繰越明許費となりますが、若干の繰越金が見込まれるとともに、財政調整基金からの繰り入れをすることなく決算できる見込みでありますので、その報告をし、承認を求めるものであります。

次に、報告第4号につきましては、平成30年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回、被災農業者向け経営体育成支援事業、団体営農業基盤整備促進事業、学校空調設備設置事業、岩田公民館建設事業、現年発生農林水産施設災害復旧事業、現年発生公共土木施設災害復旧事業について、年度内に工事が完了しなかったため、令和元年度へ6億7,699万2,000円を繰り越ししましたので、その繰越明許費について報告するものであります。

次に、報告第5号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）から報告第14号、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）までの特別会計に係る補正予算及び宅地造成事業に係る繰越明許費繰越計算書であります。一般会計と同様に各会計の精査及び実質収支を見込んだ最終予算であり、それぞれ3月29日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第15号と報告第16号までにつきましては、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業、住宅新築資金貸付事業の補正予算（第1号）でございます。それぞれの会計で、平成30年度の決算において、歳入不足が生じたため、5月31日付で専決

処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補填しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第５３号につきましては、新元号制定に伴う関係条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、令和への新元号制定に伴い、関係条例の元号等について改正するためのものであります。

次に、議案第５４号につきましては、上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、県の補助金交付要綱における重度心身障害児（者）の対象範囲が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第５５号につきましては、上富田町森林環境譲与税活用基金条例（案）でございます。この条例につきましては、国の森林経営管理体制の新設に伴い、林業の成長産業化、森林の公益的機能の維持、山村の振興を図るための基金を設置するため、本条例を制定するものです。

次に、議案第５６号につきましては、上富田町介護保険の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者への介護保険料の軽減措置について、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第５７号につきましては、上富田町診療所条例を廃止する条例（案）でございます。この条例につきましては、上富田町市ノ瀬診療所を令和元年９月３０日で閉鎖するに当たり、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第５８号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）と議案第５９号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例につきましても、上富田町市ノ瀬診療所を令和元年９月３０日で閉鎖するに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第６０号につきましては、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額に２，８０３万１，０００円を追加し、予算総額を５８億１，８０３万１，０００円と定めています。補正予算の主な内容は、住宅の耐震化に伴う改修費補助金１，１６６万円、不燃物処理場の設備における修繕料２０６万円、森林環境譲与税の創設に伴う森林整備意向調査業務委託料１６３万８，０００円、森林環境譲与税活用基金への積立金２９０万８，０００円を措置しております。

次に、議案第６１号につきましては、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額に３４２万３，０００円を追加し、予算総額を１５億９，７４８万８，０００円と定めています。補正予算の内容は、介護保険料

の上昇を抑えるための介護予防事業を拡充するため、３４２万３，０００円を措置しております。

次に、議案第６２号につきましては、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額に８１万円を追加し、予算総額を１，９７５万９，０００円と定めています。補正予算の内容は、市ノ瀬診療所の閉所に伴う医療機器の撤去のため、８１万円を措置しております。

次に、議案第６３号、工事請負変更契約の締結について（平成３０年度 第１号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気設備工事）から議案第６６号、工事請負変更契約の締結について（平成３０年度 第４号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事）までの４議案につきましては、平成３１年３月議会定例会でご承認をいただきました工事請負契約の工事内容を変更するものでございます。変更契約の主な内容は、当初予定していませんでした電力使用量の調整、監視をするためデマンドアダプタを空調機に追加設置することと、配管ルートを既設埋設管の状況に応じて変更するため、工事を増額するものであります。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、４月１日付で人事異動を発令しています。本定例会より説明員として出席していますので、副町長より異動発令した課長並びに企画員、所長を紹介させますので、よろしくお願いいたします。

それと、あと口頭で２点報告がございます。

第１点目につきましては、各常任委員会でも簡単に報告をさせていただきましたが、昨日、県のほうから連絡がありまして、６月８日、あした、あさつと、モーヴェン・マスソ・ルスウェニョ駐日ナミビア共和国特命全権大使が和歌山県と上富田町に来県されます。

ナミビア共和国は、９月から開催されるラグビーワールドカップ２０１９日本大会にアフリカ地区代表チームとして出場し、同大会の公認キャンプ地である上富田町で合宿を行うことが決定しています。

今回の来県は、自民党二階幹事長の呼びかけにより実現し、ラグビーワールドカップ２０１９日本大会の開催を目前に控え、公認キャンプ地である和歌山県、上富田町などを訪問される予定ですということで、これにつきましては、和歌山県と上富田町の共同提供によりまして、各報道機関への資料提供を本日します。

それで、あすの夕方から上富田町に訪問していただき、あさつて９日の９時３０分か

ら上富田スポーツセンターにおきましてウエルカムセレモニーを行いますので、議員各位の皆さん並びに町民の皆さんのご参加をよろしくお願いいたします。

それと、2点目なんですけれども、少し長くなりますが、議員の皆さん、また町民の皆さんに心配をおかけしています朝来小学校の嘔吐、下痢症を呈した感染症による小学校2年生の学年閉鎖についてご報告をさせていただきます。

6月4日に2年生で下痢、嘔吐、発熱で欠席する児童が20名いたため、校長は校医と相談の上、2年生の学年閉鎖を6月4日から昨日まで行うことにしました。報告を受けた町教育委員会は、田辺保健所及び県教育委員会に報告し、田辺保健所が朝来小学校に感染予防措置の指導、助言をしてくれました。

県環境衛生センターで児童の便を検査したところ、3名中3名からロタウイルスが検出され、田辺保健所はロタウイルスによる感染症と判断し、二次感染予防対策を行っている状況です。田辺保健所によれば、発症の状況から見て食中毒の心配はないとのこと。新聞報道による63名は、5月29日から6月5日までに各学年で嘔吐や下痢の症状を訴える児童で、低学年が多く罹患しています。児童1名が症状悪化により入院しましたが、回復に向かっているとのこと。

6日、昨日の午前、4年生1名と午後、6年生1名が教室で嘔吐をし、帰宅時のバスの中で5年生1名が嘔吐するということがありました。また、学年閉鎖中の2年生で、回復していないためなのか、本日も学校を休む児童が14名程度いることと高学年に拡大していることから、校長、校医、教育委員会で協議し、本日7日の金曜日から10日の月曜日まで学校閉鎖として感染拡大防止の措置を講じています。罹患した児童にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りし、報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

皆さん、おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動を発令しましたので、私から、課長並びに企画員、所長を紹介させていただきます。

総務政策課企画員まちづくりグループ長、芝健治です。今回、昇格であります。

○総務政策課企画員（芝 健治）

総務政策課企画員、芝です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

税務課長、平尾好孝です。

○税務課長（平尾好孝）

平尾です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

上下水道課長、橋本秀行です。

○上下水道課長（橋本秀行）

橋本です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

上下水道課企画員工務グループ長兼検査員の谷本誠です。今回、昇格になります。

○上下水道課企画員（谷本 誠）

上下水道課の谷本です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

続いて、向かって左側の職員を紹介させていただきます。

教育委員会総務課長、中松秀夫です。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

教育委員会総務課長を拝命しました中松です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

教育委員会総務課学校給食センター長の前芝由希です。今回、昇格になります。

○教育委員会総務課学校給食センター所長（前芝由希）

前芝です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

住民生活課長、坂本厳です。

○住民生活課長（坂本 厳）

住民生活課長、坂本です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

住民生活課企画員住民グループの陸平志保です。今回、昇格であります。

○住民生活課企画員（陸平志保）

陸平です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

産業建設課長の栗田信孝です。

○産業建設課長（栗田信孝）

栗田です。また、今後ともよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

産業建設課企画員産業振興グループ長の吉田忠弘です。今回、昇格になります。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

吉田です。よろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

以上、１０名でございます。今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

△日程第４ 報告第１号～日程第３３ 議案第６６号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第４ 報告第１号、上富田町税条例等の一部を改正する条例についての件から日程第３３ 議案第６６号、工事請負変更契約の締結について（平成３０年度第４号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事）の件まで３０件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、平尾君。

○税務課長（平尾好孝）

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから報告第１号並びに報告第２号をご説明申し上げます。

報告第１号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第１号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

令和元年６月７日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第１号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月２９日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例。

第１条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が平成３１年３月２９日に公布されたことに伴い、上富田町税条例等の一部改正につきましても同日付で専決処分し、本議会において報告、承認を求めるものであります。

時間の都合上、主な改正事項についての説明にとどめ、その他の条文につきましては

割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回の条文及び説明につきましては、平成31年3月29日の専決事項でありますので、平成表示で全て行いますので、ご理解ください。また、この平成表示等につきましては、他の条例同様、一括で本議会の議案第53号において新元号制定に伴う関係条例の一部を改正する条例（案）として改正する予定であります。

今回の改正ですが、第1条改正から第5条改正までの5段階の条分けとさせていただきます。

参考資料の15ページをお願いします。

15ページから第1条改正、31ページから第2条改正、40ページから第3条改正、そして42ページから第4条改正、44ページから第5条改正という5段階とさせていただきます。

第1条改正から第3条改正につきましては、まず第1条を改正した後に、順次第2条改正、そして第3条改正と施行日をおくらせて改正しているものであります。

第4条改正につきましては、平成29年3月議会で議決をいただいた改正で、施行日が平成31年10月1日、つまりまだ施行を迎えていない改正事項をさらに改正するものであり、今回の第2条改正前の条文に反映しています。

第5条改正につきましても、平成30年6月議会で議決をいただいた改正事項であり、施行日が平成32年4月1日、これにつきましても、まだ施行を迎えていない改正事項を改正するものであります。

それでは、参考資料の15ページから主な改正事項についてご説明を申し上げます。

まず、第34条の7、寄附金税額控除の改正であります。特例控除額の措置の対象のうち、特別控除対象寄附金、これは、いわゆるふるさと納税に限り、総務大臣が定める基準を満たし、そして指定された地方自治体にふるさと納税をした場合に特例控除額に加算されるという旨の改正であります。総務大臣が定める基準につきましては、地方税法第314条の7第2項で改正されており、本町の税条例では具体的な記載はされていませんが、一つは返礼品の返礼割合を3割以下とすること、もう一つは返礼品を地場産品とすることとなっております。

次に、18ページをお開きください。

附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての改正であります。

10月からの消費税率引き上げに伴い、住宅取得における住宅ローンの控除の期間を3年間延長したことによる改正であります。また、現在、所得控除から控除し切れない額につきましては、控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税額から控除しております。

が、この措置につきましても、同様に３年間の延長となるものであります。延長された３年間で増税２％分を補填するものであり、１１年目から１３年目の３年間につきましては、年末残高にもよりますが、年間３分の２％を限度とする控除となっております。

この条例につきましては、平成３１年４月１日施行となっており、平成３１年１０月１日から平成３２年１２月３１日までの入居される方が対象ということになります。

次に、２４ページをお開きください。

附則第１６条、軽自動車税の税率の特例についての改正であります。

この軽自動車の税率の特例の改正につきましては、第２条改正、第３条改正と３回に分けて内容や施行日など段階的に改正されております。

まず、現行の平成３１年度までの経過措置、これは、電気軽自動車等は非課税、ハイブリッド車等は燃費基準により５０％、２５％の軽減措置、いわゆるグリーン化特例のことではありますが、この制度を平成３３年度まで２年間延長し、さらに平成３４年、平成３５年度については、この経過措置を電気軽自動車等に限り７５％軽減として新設するものであります。

施行日につきましては、第１条改正は平成３１年４月１日、第２条改正は平成３１年１０月１日、第３条改正は平成３３年４月１日とそれぞれなっております。

次に、３１ページをお開きください。

第２条による改正の第３６条の３の２、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についてであります。

単身児童扶養者、いわゆる未婚の親についての扶養親族申告書への記載事項への追加を行い、非課税措置の対象としても今回追加する旨の改正であります。これは、子供の貧困に対応するため、平成３３年度以降の個人町民税について、前年の合計所得金額が１３５万円以下の単身児童扶養者を非課税措置の対象とするものであります。

次に、３４ページをお開きください。

附則第１５条の２、軽自動車税の環境性能割の非課税についてであります。

これは、消費税率引き上げに伴う措置として、環境への負荷の軽減に著しく資する三輪以上の軽自動車について、平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日までの１年間に取得したものに限り、環境性能割を非課税または税率を１％減とする臨時的措置に係る改正であります。

その他の改正事項につきましては、文言や改正による条項ずれによるものがほとんどであります。恐れ入りますが、お目通しをくださいますようお願い申し上げます。

なお、１０ページからの附則の第１条において、この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとし

ております。

また、附則の第2条から第8条に経過措置を定めておりますので、お目通しのほどよろしく申し上げます。

続きまして、報告第2号の説明を申し上げます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月29日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回、地方税法等施行令の一部を改正する総務省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、同日の3月29日に条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、それを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、主な改正内容をご説明申し上げます。

まず、第2条第2項ただし書中、58万円から61万円に改正しております。これは、医療保険分の賦課限度額のことでありまして、高所得者層への負担が増加する一方、中間所得者層に配慮した改正となっております。

次に、同条第23条第2号中、27万5,000円を28万円に、同条第3号中、50万円を51万円に、それぞれ改正しております。前者は5割軽減対象となる世帯、後者は2割軽減対象となる世帯に対し、軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘ずべき金額を引き上げたものであり、これは低所得者層へ配慮した改正となっております。

附則の第1条において、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしております。

また、附則の第2条に適用区分の規定を記載、参考資料として新旧対照表を3ページ以降に添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、報告事項２点、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

総務政策課、中島企画員。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第３号と第４号についてご説明を申し上げます。

報告第３号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第３号、平成３０年度上富田町一般会計補正予算（第６号）。

令和元年６月７日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第３号、平成３０年度上富田町一般会計補正予算（第６号）。

平成３０年度上富田町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ８，０００万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億１０１万２，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第３条、地方債の変更、廃止は、「第３表 地方債補正」による。

平成３１年３月２９日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算補正です。

歳入につきまして、１款町税では、補正前の額に今回８，９５２万４，０００円を追加し、１６億７，２１１万６，０００円と定めてございます。２款地方譲与税では、補正前の額に２９１万４，０００円を追加。３款利子割交付金では、補正前の額から６万９，０００円を減額。４款配当割交付金では、補正前の額に６６万７，０００円を追加。

5 款株式等譲渡所得割交付金では、補正前の額に 3 2 4 万 7, 0 0 0 円を追加。7 款ゴルフ場利用税交付金では、補正前の額から 1 9 6 万 1, 0 0 0 円を減額。8 款自動車取得税交付金では、補正前の額に 3 3 3 万円を追加。9 款地方特例交付金では、補正前の額に 5 4 6 万 6, 0 0 0 円を追加。1 0 款地方交付税では、補正前の額に 2, 8 5 7 万 4, 0 0 0 円を追加。1 1 款交通安全対策特別交付金では、補正前の額から 5 4 万 7, 0 0 0 円を減額。1 2 款分担金及び負担金では、補正前の額から 1, 5 7 7 万 7, 0 0 0 円を減額。1 3 款使用料及び手数料では、補正前の額から 8 3 9 万 4, 0 0 0 円を減額。1 4 款国庫支出金では、補正前の額から 1 億 1, 1 3 2 万 3, 0 0 0 円を減額。1 5 款県支出金では、補正前の額に 9, 1 7 7 万 2, 0 0 0 円を追加。1 7 款寄附金では、補正前の額に 1, 0 2 4 万 4, 0 0 0 円を追加。1 8 款繰入金では、補正前の額から 1 億 5 0 6 万 6, 0 0 0 円を減額。2 0 款諸収入では、補正前の額に 7 0 9 万 2, 0 0 0 円を追加。2 1 款町債では、補正前の額から 7, 9 7 0 万円を減額。以上、歳入合計では、補正前の額から今回 8, 0 0 0 万 7, 0 0 0 円を減額し、6 6 億 1 0 1 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、1 款議会費では、補正前の額から今回 1 0 6 万 9, 0 0 0 円を減額し、8, 1 3 4 万 8, 0 0 0 円と定めています。2 款総務費では、補正前の額に 9, 6 5 1 万 4, 0 0 0 円を追加。3 款民生費、補正前の額から 9, 8 7 8 万 6, 0 0 0 円を減額。4 款衛生費、補正前の額から 1, 5 0 5 万円を減額。5 款農林水産業費、補正前の額から 7 9 4 万 7, 0 0 0 円を減額。6 款商工費、補正前の額から 2 6 7 万 4, 0 0 0 円を減額。7 款土木費、補正前の額から 8 1 6 万 7, 0 0 0 円を減額。8 款消防費、補正前の額に 9 3 万 3, 0 0 0 円を追加。9 款教育費では、補正前の額から 3, 1 1 9 万 2, 0 0 0 円を減額。1 0 款災害復旧費では、補正前の額から 1, 0 1 1 万 2, 0 0 0 円を減額。1 1 款公債費では、補正前の額から 2 4 5 万 7, 0 0 0 円を減額。以上、歳出合計では、補正前の額から今回 8, 0 0 0 万 7, 0 0 0 円を減額し、6 6 億 1 0 1 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費です。

年度内に事業が完成しなかったため、令和元年度への繰り越しを行うものです。

5 款農林水産業費の被災農業者向け経営体育成支援事業で 4 0 8 万 8, 0 0 0 円と定めています。団体営農業基盤整備促進事業で 7, 5 0 0 万円。9 款教育費の小学校の学校空調設備設置事業で 2 億 3, 3 0 0 万円。中学校費の学校空調設備設置事業で 1 億 7 0 0 万円。岩田公民館建設事業で 1 億 8, 6 0 2 万 1, 0 0 0 円。1 0 款災害復旧費の

現年発生農林水産施設災害復旧事業で3, 180万円。現年発生公共土木施設災害復旧事業で4, 008万3, 000円と定めております。事業合計で6億7, 699万2, 000円となっております。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

変更が8件ございます。

防災機器整備事業では、限度額から今回30万円を減額し、2, 300万円と定めています。紀南環境広域最終処分場建設事業では、限度額に10万円を追加、750万円。地方創生事業では、限度額から240万円を減額、1, 300万円。公民館整備事業では、限度額から770万円を減額し1億9, 540万円。公共土木施設災害復旧事業では、940万円を減額、1, 480万円。学校教育施設整備事業では、1, 860万円を減額、2億5, 700万円。農業用施設災害復旧事業では、80万円を減額、40万円。林道施設災害復旧事業では、390万円を減額、150万円とそれぞれ定めています。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次のページをお願いいたします。

廃止が4件ございます。

災害援護資金につきまして、該当がないため、限度額350万円を廃止しております。道路橋梁等整備事業も限度額890万円を廃止。地方道路等整備事業も1, 080万円。農業施設整備事業も1, 350万円、それぞれ廃止してございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから11ページまでは恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

説明は歳出からいたしますので、恐れ入りますが36ページをお願いいたします。

歳出につきましては、各事業の精査及び平成30年度の実質収支による最終補正でございます。

1款議会費の1項議会費では、補正前の額から106万9, 000円を減額し、8, 134万8, 000円と定めております。

2款総務費の1項総務管理費では、1目一般管理費で5, 656万円を追加いたしております。

主なものは、次のページをお願いいたします。

次のページの右側、25節積立金、減債基金積立金への積立金6, 000万円を措置したものでございます。2目財産管理費では12万5, 000円を減額。3目防災対策費では321万4, 000円を減額。交通安全対策費では198万6, 000円を減額

しております。

次のページをお願いいたします。

6目みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業では、4,941万8,000円を追加。主なものは、25節積立金、さわやか上富田・文化と健康づくり基金積立金の積立金5,000万円を措置したものでございます。7目人権推進費では1万6,000円を追加。各経費の精査によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

8目男女共同参画社会推進費で3,000円を減額。9目地籍調査費で1万円を減額しております。

以上、合計で、補正前の額に1億65万6,000円を追加しております。

2項徴税費で、補正前の額から97万4,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費で、補正前の額から214万2,000円を減額しております。4項選挙費で、次のページをお願いいたします。選挙費合わせて、補正前の額から70万6,000円の減額としております。5項統計調査費では、財源更正の変更になります。6項監査委員費では、補正前の額から32万円を減額しております。

3款民生費の1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費で、補正前の額から1,547万7,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

28節繰出金、これは特別会計介護保険の繰出金を措置するものでございます。2目老人福祉費で64万2,000円を減額。3目障害福祉費で2,056万7,000円を減額しております。

次のページをお願いいたします。

4目社会・児童福祉医療費で1,597万3,000円の減額になります。6目消費税率引上負担軽減商品券事業では、今回、補正前の額165万9,000円の全額を減額しております。執行を行わなかったものでございます。

以上、社会福祉費合計では、補正前の額から5,431万8,000円の減額としております。

2項児童福祉費では、次のページをお願いいたします。児童福祉費合計で、各事業の精査により補正前の額から3,256万8,000円の減額としております。

3項災害救助費では、次のページをお願いします。補正前の額から1,190万円の減額としております。

4款衛生費の1項保健衛生費では、次のページをお願いいたします。補正前の額から

合計 9 6 5 万 5, 0 0 0 円の減額としております。

2 項清掃費では、補正前の額から 5 3 9 万 5, 0 0 0 円の減額としております。

5 款農林水産業費の 1 項農業費では、次のページをお願いいたします。補正前の額から合計 6 9 8 万 6, 0 0 0 円の減額としております。

林業費では、次のページをお願いします。補正前の額から 9 6 万 1, 0 0 0 円の減額としております。

6 款商工費では、1 項商工費、補正前の額から 2 6 7 万 4, 0 0 0 円の減額としております。

7 款土木費の 1 項土木管理費では、次のページをお願いいたします。補正前の額から 5 7 万 5, 0 0 0 円の減額としております。2 項道路橋梁費では、補正前の額から合計 2 3 5 万 9, 0 0 0 円を減額しております。

3 項河川費では、次のページをお願いいたします。補正前の額から合計 9 2 万 9, 0 0 0 円を減額しております。4 項都市計画費では、補正前の額から 3 6 4 万 5, 0 0 0 円を減額。5 項住宅費では、補正前の額から 6 5 万 9, 0 0 0 円の減額としております。

8 款消防費の 1 項消防費では、次のページをお願いいたします。補正前の額に合計 9 3 万 3, 0 0 0 円を追加しております。各事業費の精査によるものでございます。

9 款教育費の 1 項教育総務費では、次のページをお願いいたします。補正前の額から合計 3 7 0 万 5, 0 0 0 円の減額としております。2 項小学校費では、補正前の額から合計 2, 5 0 6 万 8, 0 0 0 円の減額としております。主なものは、1 5 節工事請負費の学校空調設備設置工事請負費で 2, 3 0 0 万円減額でございますが、これは中学校費への振りかえをしているものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項中学校費では、補正前の額に合計 2, 0 5 7 万 5, 0 0 0 円の追加としております。これは、主なものは 1 5 節工事請負費で、先ほどの小学校の空調設備設置工事費を小学校費から振りかえて 2, 3 0 0 万円を措置したものでございます。4 項社会教育費では、7 4 ページまで恐れ入りますが飛んでください。各事業費の精査により補正前の額から合計 3 8 5 万 9, 0 0 0 円の減額としております。

次のページをお願いいたします。

5 項保健体育費では、補正前の額から合計 1, 9 1 3 万 5, 0 0 0 円の減額としております。主なものは、1 目、2 目両方でございますが、1 3 節委託料のところイベント等誘致委託料ですとかスポーツ観光民泊調査委託料、あるいは 2 目の 1 3 節委託料では体育施設指定管理委託料のところを減額しております。スポーツセンターの利用が好調だったものですから、指定管理者の南紀ウェルネスツーリズムが収入する利用料が多

かった分、委託料をその分減らしているという勘定でございます。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費で、補正前の額から合計60万5,000円を減額。2項公共土木施設災害復旧費で、補正前の額から合計950万7,000円の減額としております。

次のページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費で、補正前の額から245万7,000円の減額としております。

次の82ページは給与費明細書でございます。恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、歳入のほうの説明に戻りますので、恐れ入りますが12ページをお願いいたします。

歳入につきましては、税等の精算見込みとともに、今回の補正に係る財源を措置したものでございます。

1款町税の1項町民税では、個人法人合わせて補正前の額に4,700万円を追加。2項固定資産税では、補正前の額に5,400万円を追加。3項軽自動車税では、補正前の額に300万円を追加。4項町たばこ税では、補正前の額から1,447万6,000円を減額。

2款地方譲与税の1項地方揮発油譲与税では、補正前の額に65万4,000円を追加いたしております。次のページをお願いいたします。2項自動車重量譲与税では、補正前の額に226万円を追加。

3款利子割交付金では、補正前の額から6万9,000円を減額。4款配当割交付金では、補正前の額に66万7,000円を追加。5款株式等譲与所得割交付金では、補正前の額に324万7,000円を追加。7款ゴルフ場利用税交付金では、補正前の額から196万1,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

8款自動車取得税交付金では、補正前の額に333万円を追加。9款地方特例交付金では、補正前の額に546万6,000円を追加。10款地方交付税では、補正前の額に2,857万4,000円を追加。11款交通安全対策特別交付金では、補正前の額から54万7,000円を減額。

12款分担金及び負担金の1項負担金では、次のページをお願いいたします。合計で補正前の額から969万8,000円を減額。2項分担金では、補正前の額から607万9,000円を減額。

13款使用料及び手数料の1項使用料では、補正前の額から合計で428万4,000円を減額。次のページをお願いいたします。2項手数料では、補正前の額から合計で411万円を減額いたしております。

14款国庫支出金の1項国庫負担金では、補正前の額に962万円を追加。2項国庫補助金では、次のページをお願いいたします。補正前の額から合計で1億2,055万3,000円を減額しております。主なものは、5目教育費国庫補助金の区分5の5節公民館費補助金のところで1億1,054万1,000円ほど減額になっておりますが、これは後で申します県費へ振りかえたもので、実質のマイナスではございません。次のページをお願いいたします。3項委託金では、補正前の額から合計で39万円を減額。

15款県支出金の1項県負担金では、補正前の額に217万2,000円を追加。2項県補助金では、次のページをお願いいたします。補正前の額に合計で9,005万3,000円を追加しております。ここは、ここで言うと6目教育費補助金の5節公民館費補助金のところ、紀州材モデル公共施設整備事業費補助金1億1,054万1,000円を措置してございますが、先ほどの国費から振りかえたものでございます。次のページをお願いいたします。3項委託金では、補正前の額から合計45万3,000円を減額しております。

17款寄附金では、補正前の額に合計1,024万4,000円を追加。

18款繰入金の2項基金繰入金では、次のページをお願いいたします。補正前の額から合計1億433万9,000円を減額しております。

右のページにいただいてきまして、このうち財政調整基金繰入金では1億170万円を減額いたしました。今年度、平成30年度では、財政調整基金の取り崩しはなしといたしております。3項財産区繰入金では、補正前の額から72万7,000円を減額。

20款諸収入の1項延滞金、加算金及び過料では、補正前の額から155万円を減額。2項雑入では、次のページをお願いいたします。補正前の額に合計864万2,000円を追加。

21款町債では、次のページをお願いします。補正前の額から合計7,970万円を減額いたしております。

以上が3月29日付で専決した内容でございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、報告第4号についてご説明をいたします。

報告第4号、平成30年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

5款農林水産業費では、被災農業者向け経営体育成支援事業で408万8,000円。団体営農業基盤整備促進事業で7,500万円。9款教育費では、小学校費の学校空調

設備設置事業で2億3,300万円。中学校費の学校空調設備設置事業で1億700万円、岩田公民館建設事業で1億8,602万1,000円。10款災害復旧費では、現年発生農林水産施設災害復旧事業で3,180万円、現年発生公共土木施設災害復旧事業で4,008万3,000円。

以上、合計で6億7,699万2,000円と定めてございます。

内訳は、国県支出金1億9,627万6,000円、地方債3億6,020万円、その他の部分1,126万9,000円、一般財源が1億924万7,000円となっております。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

この報告につきましては、先ほどの専決第3号の第2条で申し上げました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。私のほうからは以上です。

○議長（大石哲雄）

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時39分

○議長（大石哲雄）

再開します。

住民生活課、坂本課長。

○住民生活課長（坂本 徹）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、報告第5号から報告第8号までをご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第4号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

平成30年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ529万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,347万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、上富田町長奥田誠。

なお、この会計における3月末の国民健康保険加入世帯は2,434世帯でございます。被保険者数につきましては4,011人となっております。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。1款国民健康保険税、補正前の額から812万4,000円を減額し、4億449万8,000円と定めてございます。3款県支出金、補正前の額に18万8,000円を追加。5款繰入金、補正前の額に302万7,000円を追加。7款諸収入、補正前の額から38万9,000円を減額。歳入合計といたしまして、補正前の額から529万8,000円を減額し、18億2,347万9,000円と定めてございます。

3ページをよろしくをお願いいたします。

歳出です。1款総務費、補正前の額から164万9,000円を減額し、4,412万4,000円と定めてございます。2款保険給付費、補正前の額に1,828万2,000円を追加。5款保健事業費、補正前の額から18万円を減額。6款基金積立金、補正前の額から2,090万1,000円を減額。7款公債費、補正前の額から75万円を減額。

8款諸支出金、補正前の額から10万円を減額。歳出合計、補正前の額から529万8,000円を減額し、18億2,347万9,000円と定めてございます。

5ページをお願いいたします。

5ページから7ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では786万1,000円を

減額しております。2目退職被保険者等国民健康保険税では26万3,000円の減額となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3款県支出金、1目保険給付費等交付金では18万8,000円を追加。5款繰入金、1目一般会計繰入金では302万7,000円を追加。7款諸収入では、合計で20万2,000円を減額しております。

12、13ページをお願いいたします。

7款諸収入です。合計といたしまして、補正前の額から18万7,000円を減額しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費164万9,000円を減額しております。3項運営協議会費につきましては、財源内訳の変更を行っております。2款保険給付費、1項療養諸費では、合計といたしまして1,754万2,000円を追加し、それぞれ精査を行っております。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2項高額療養費で1目一般管理費高額療養費といたしまして200万円を追加。4項出産育児諸費で126万円を減額。5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費で18万円の減額となっております。6款基金積立金、1項基金積立金で2,090万1,000円を減額しております。

18ページ、19ページをお願いします。

7款公債費、1目利子、一時借入金を行ってございませんので、75万円全額を減額しております。8款諸支出金、これにつきましては、2目退職者被保険者等保険税還付金といたしまして10万円を減額しております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第6号についてご説明いたします。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第5号、平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成30年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,653万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,611万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、上富田町長奥田誠。

なお、この会計における3月末の第1号被保険者数は4,039人で、認定者数は第1号被保険者数で911人、第2号被保険者数で22人となっております。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。1款保険料、補正前の額から4,138万3,000円を減額し、3億861万7,000円と定めてございます。2款使用料及び手数料、補正の前の額に1万8,000円を追加。3款国庫支出金、補正の前の額から715万5,000円を減額。4款支払基金交付金、補正前の額から2,469万円を減額。5款県支出金、補正前の額に24万9,000円を追加。6款財産収入、補正前の額から1,000円減額。7款繰入金、補正前の額から1,470万円を減額。9款諸収入、補正前の額に112万8,000円を追加。歳入合計といたしまして、補正前の額から8,653万8,000円を減額し、15億6,611万3,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費では、補正前の額に24万4,000円を追加し、7,218万7,000円と定めてございます。2款保険給付費では、補正の前の額から8,405万円を減額。3款公債費では、補正前の額から150万円を減額。4款地域支援事業費では、補正前の額から84万3,000円を減額。5款諸収入では、補正前の額から38万9,000円を減額。歳出合計といたしまして、補正前の額から8,653万8,000円を減額し、15億6,611万3,000円と定めてございます。

5ページをお願いいたします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1 被保険者保険料では4, 1 3 8 万3, 0 0 0 円を減額。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、督促手数料といたしまして1 万8, 0 0 0 円を追加。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付負担金では5 7 4 万5, 0 0 0 円を減額。2 項国庫補助金では、合計といたしまして1 4 1 万円を減額してございます。

4 款支払基金交付金といたしまして、1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。合計といたしまして2, 4 6 9 万4, 0 0 0 円を減額してございます。5 款県支出金、1 項県負担、1 目介護給付負担金では2 5 8 万5, 0 0 0 円を減額。2 項県補助金では、合計といたしまして2 8 3 万4, 0 0 0 円を追加。6 款財産収入、1 目利子及び配当金では、介護保険給付費準備基金預金利子といたしまして1, 0 0 0 円を減額してございます。

7 款繰入金、1 2、1 3 ページをお願いいたします。1 項一般会計繰入金では、合計といたしまして1, 4 7 0 万円を減額してございます。9 款諸収入、1 項雑入、合計といたしまして1 1 2 万8, 0 0 0 円を追加してございます。

1 4、1 5 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では1 4 8 万3, 0 0 0 円を追加し、それぞれ所要経費の精査を行ってございます。2 項徴収費、1 目賦課徴収費といたしまして1 5 万7, 0 0 0 円の減額。3 項介護認定調査費といたしまして1 0 8 万2, 0 0 0 円を減額し、いずれも所要経費の精査を行ってございます。

1 6、1 7 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費では、1 項介護サービス等諸費では、次のページをお願いいたします。合計といたしまして6, 4 8 4 万円をそれぞれ精査を行い、減額してございます。2 項介護予防サービス等諸費では、合計といたしまして、それぞれ精査を行い、1, 7 3 0 万2, 0 0 0 円を減額してございます。

2 0、2 1 ページをお願いいたします。

3 項その他諸費では、1 目審査支払手数料といたしまして3 万円を減額。4 項高額介護サービス等費では、合計といたしまして1 0 7 万8, 0 0 0 円を減額。5 項高額療養合算介護サービス等費では、合計といたしまして3 3 万7, 0 0 0 円を追加してございます。

2 2、2 3 ページをお願いいたします。

6 項特定入所者介護サービス費等では、合計といたしまして1 1 3 万7, 0 0 0 円を減額し、いずれも精査を行い減額してございます。

3 款 1 項公債費では、利子といたしまして 1 5 0 万円を減額してございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業では、それぞれの所要経費の精査によりまして、2 4、2 5 ページをお願いいたします。合計といたしまして 1 4 万 4, 0 0 0 円の減額となっておりましてございます。2 項包括的支援事業・任意事業につきましても、それぞれの所要経費の精査によりまして、2 6、2 7 ページをお願いいたします。合計といたしまして 6 9 万 9, 0 0 0 円の減額としてございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金につきましては、過年度保険料還付金等で 3 8 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

次のページの 2 8 ページ、2 9 ページ、給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第 7 号についてご説明いたします。

報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 6 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 4 号）。

令和元年 6 月 7 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第 6 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 4 号）。

平成 3 0 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 8 4 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9, 8 5 7 万 5, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決、上富田町長奥田誠。

なお、この会計における 3 月末の被保険者数については 2, 0 6 4 人となっております。

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入です。1 款保険料では、補正前の額に 2 3 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、9, 9 9

6万6,000円と定めてございます。2款使用料及び手数料では、補正前の額に5,000円を追加。3款繰入金では、補正前の額から51万5,000円を減額。5款諸収入では、補正前の額から1,000円を減額。歳入合計といたしまして、補正前の額に184万円を追加し、2億9,857万5,000円と定めてございます。

歳出です。1款総務費では、補正前の額から29万8,000円を減額し、1,162万9,000円と定めてございます。2款後期高齢者医療広域連合給付費では、補正前の額に232万6,000円を追加。4款公債費では、補正前の額から18万8,000円を減額。歳出合計といたしまして、補正前の額に184万円を追加し、2億9,857万5,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。1款保険料、1目後期高齢者保険料では235万1,000円を追加。2款使用料及び手数料、督促手数料では5,000円を追加。3款繰入金、1目一般会計繰入金では51万5,000円を減額。1項延滞金、加算金及び過料では1,000円の減額をしてございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして22万4,000円を減額してございます。2項徴収費では7万4,000円を減額。2款後期高齢者医療広域連合納付金では232万6,000円を追加。4款公債費、1目利子につきましては18万8,000円を減額してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第8号についてご説明いたします。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第7号、平成30年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、平成30年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ915万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,975万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。1款診療収入では、補正前の額から352万7,000円を減額し、1,634万6,000円と定めてございます。2款使用料及び手数料では、補正前の額から3万6,000円を減額。3款繰入金では、補正前の額から558万7,000円を減額。歳入合計では、補正前の額から915万円を減額し、2,975万9,000円と定めてございます。

続きまして、歳出です。1款総務費では、補正前の額から516万5,000円を減額し、2,634万5,000円と定めてございます。2款医業費では、補正前の額から376万円を減額。3款公債費では、補正前の額から22万5,000円を減額。歳出合計では、補正前の額から915万円を減額し、2,975万9,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入。1款診療収入、1項外来収入では、合計といたしまして、補正前の額から184万円を減額してございます。2項その他の診療収入では、一般診療及び諸検査等で168万7,000円を減額。2款使用料及び手数料では、診断書等交付手数料といたしまして3万6,000円を減額してございます。3款繰入金では、一般会計繰入金で558万7,000円を減額してございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出です。1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費といたしまして、所要経費の精査を行い、516万5,000円を減額してございます。

2款医業費につきましては、10、11ページをお願いいたします。医業費につきましても所要経費の精査を行い、合計といたしまして376万円を減額してございます。

3 款公債費、1 目利子といたしまして、一時借入金がございませんでしたので、22 万 5,000 円全額減額してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課、三浦企画員。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第 9 号、報告第 10 号をご説明申し上げます。

報告第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 8 号、平成 30 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）。

令和元年 6 月 7 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第 8 号、平成 30 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）。

平成 30 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7,108 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,471 万 7,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 31 年 3 月 29 日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。2 款諸収入、補正前の額から 5,676 万 2,000 円を減額し、3 億 3,703 万 6,000 円。3 款繰入金、補正前の額から 1,432 万 1,000 円を減額し、1,767 万 9,000 円。歳入合計では、補正前の額から 7,108 万 3,000 円を減額し、3 億 5,471 万 7,000 円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1 款宅地造成費、補正前の額から 6, 7 3 3 万 3, 0 0 0 円を減額し、1 億 4, 1 6 2 万 1, 0 0 0 円。2 款公債費、補正前の額から 3 7 5 万円を減額し、ゼロ円。歳出合計では、補正前の額から 7, 1 0 8 万 3, 0 0 0 円を減額し、3 億 5, 4 7 1 万 7, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費でございます。

年度内に事業が完成しなかったため、令和元年度へ繰り越しを行うものです。

1 款宅地造成費、1 項宅地造成管理費、事業名、残土処理場整備事業 4, 7 5 0 万円と定めています。

次の 5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入でございます。2 款諸収入、1 項収益事業収入及び雑入、1 目宅地造成事業収入、補正前の額から 5, 6 9 2 万 4, 0 0 0 円減額し、3 億 3, 4 3 3 万 4, 0 0 0 円。2 目雑入、補正前の額に 1 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、2 7 0 万 2, 0 0 0 円。計としまして、補正前の額から 5, 6 7 6 万 2, 0 0 0 円を減額し、3 億 3, 7 0 3 万 6, 0 0 0 円と定めてございます。3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目企業用地造成事業基金繰入金、補正前の額から 1, 4 3 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、1, 7 6 7 万 9, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

歳出でございます。1 款宅地造成管理費、1 項宅地造成管理費、1 目宅地造成事業費、補正前の額から 4, 2 4 4 万 6, 0 0 0 円を減額し、6, 6 3 9 万 6, 0 0 0 円。2 目残土処理場事業費、補正前の額から 2, 4 8 8 万 7, 0 0 0 円を減額し、7, 5 2 2 万 5, 0 0 0 円。計としまして、補正前の額から 6, 7 3 3 万 3, 0 0 0 円を減額し、1 億 4, 1 6 2 万 1, 0 0 0 円と定めてございます。2 款公債費、1 項公債費、1 目利子、補正前の額から 3 7 5 万円を減額し、ゼロ円となっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告第 1 0 号になります。

報告第 1 0 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業繰越明許費繰越計算書。

1 款宅地造成費、1 項宅地造成管理費、事業名、残土処理場整備事業、繰越額 4, 7 5 0 万円。

財源内訳につきましては、その他で 1, 6 0 0 万円、一般財源で 3, 1 5 0 万円とな

っております。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

この報告につきましては、先ほどの専決第8号の第2条によりご説明申し上げました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会、上堀課長。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

私からは、報告第11号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第9号、平成30年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第9号、平成30年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）。

平成30年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ662万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。3款繰越金、1項繰越金、補正前の額から1,000円を減額。4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料で、補正前の額から1,000円を減額。2項貸付金元利収入で、補正前の額から12万円を増額。歳入合計では、補正前の額から11万8,000円を増額して662万5,000円と定めております。

歳出では、1 款総務費、1 項総務管理費で、補正前の額から 1 1 万 8, 0 0 0 円を増額。歳出合計も同じく、補正前の額から 1 1 万 8, 0 0 0 円を増額し、6 6 2 万 5, 0 0 0 円と定めております。

次の 3 ページから 5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6 ページをお願いします。

2、歳入でございます。3 款 1 項 1 目繰越金で、補正前の額から 1, 0 0 0 円を減額。4 款 1 項 1 目延滞金で、補正前の額から 1, 0 0 0 円を減額。4 款 2 項 1 目奨学事業貸付金元利収入で、補正前の額から 1 2 万円を増額しております。これにつきましては、繰上償還分でございます。

3、歳出では、1 款 1 項 1 目一般管理費で、補正前の額から 1 1 万 8, 0 0 0 円を増額しております。不用となった諸経費を減額の上、2 5 節奨学基金積立金に追加するものでございます。

なお、最終貸付件数及び貸付金額につきましては、新規 4 件、継続 8 件、合計 2 2 件の 5 2 8 万円となつてございます。また、平成 3 0 年度末の基金残高は、2, 7 6 4 万 8, 1 0 6 円の見込みとなつてございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、橋本君。

○上下水道課長（橋本秀行）

よろしくお願いします。

私からは、報告第 1 2 号、第 1 3 号をご説明いたします。

報告第 1 2 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 1 0 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）。

令和元年 6 月 7 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第 1 0 号、平成 3 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）

平成 3 0 年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ248万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,096万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。今回、事業の確定によりまして精査してございます。1款分担金及び負担金、補正の前の額に30万5,000円を追加し、618万6,000円と定めてございます。2款使用料及び手数料、補正前の額に125万8,000円を追加。3款財産収入、補正前の額から1,000円を減額。4款繰入金、補正前の額から404万4,000円を減額。歳入合計では、補正前の額から248万2,000円を減額し、1億9,096万4,000円と定めてございます。

次に、歳出でございます。歳出につきましても精査してございます。1款農業集落排水事業費、補正前の額から235万7,000円を減額し、7,331万5,000円と定めてございます。2款公債費、補正前の額から12万5,000円を減額。歳出合計では、補正前の額から248万2,000円を減額し、1億9,096万4,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの事項別明細書、1、総括におかれましては、お目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。1款分担金及び負担金、1目農業集落排水事業負担金、補正前の額に30万5,000円を追加し、618万6,000円と定めてございます。2款使用料及び手数料、1目農業集落排水使用料、補正前の額に125万8,000円を追加。3款財産収入、1目利子及び配当金、補正前の額から1,000円を減額。4款繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から404万4,000円を減額し、1億2,250万3,000円と定めてございます。

8、9ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。1款農業集落排水事業費、1目総務費、今回、精査によりまして、補正前の額から113万9,000円を減額し、1,088万5,000円としてございます。続きまして、2目施設維持管理費でございます。補正前の額から121万8,000円を減額し、6,243万円としてございます。これにつきましても、事業の精算によるものでございます。2款公債費、2目利子、補正前の額から12万5,

０００円を減額し、２，２８６万３，０００円としてございます。一時借入金利子の減額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第１３号をご説明いたします。

報告第１３号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第１１号、平成３０年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第４号）。

令和元年６月７日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第１１号、平成３０年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第４号）。

平成３０年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１７万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億３，７９７万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成３１年３月２９日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。今回、事業の確定によりまして精査してございます。１款分担金及び負担金、補正前の額に４０万２，０００円を追加し、１，２１１万６，０００円と定めてございます。２款使用料及び手数料、補正前の額に４４２万８，０００円を追加。６款繰入金、１項一般会計繰入金、補正前の額から３６３万３，０００円を減額。２項基金繰入金、補正前の額から６万７，０００円を減額。９款町債、補正前の額から１３０万円を減額。歳入合計では、補正前の額から１７万円を減額し、３億３，７９７万７，０００円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。歳出におかれましても精査してございます。１款公共下水道事業

費、補正前の額に１３７万２，０００円を追加し、２億１，４８３万８，０００円と定めてございます。２款公債費、補正前の額から１５４万２，０００円を減額。歳出合計では、補正前の額から１７万円を減額し、３億３，７９７万７，０００円と定めてございます。

４ページをお願いします。

第２表 地方債補正の変更でございます。

起債の目的、１、公共下水道事業、補正前は限度額を８，０３０万円としておりましたが、補正後では限度額を７，９００万円と変更してございます。

起債の方法、利率、償還方法の変更はございません。

次の５ページから７ページの事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

８、９ページをお願いいたします。

２、歳入でございます。１款分担金及び負担金、１目公共下水道受益者負担金、補正前の額に４０万２，０００円を追加し、１，２１１万６，０００円と定めてございます。２款使用料及び手数料、公共下水道使用料、補正前の額に４４２万８，０００円を追加。６款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正前の額から３６３万３，０００円を減額。同じく、２項基金繰入金、１目下水道事業基金繰入金、補正前の額から６万７，０００円を減額。１０、１１ページをお願いいたします。９款町債、１目公共下水道事業債、補正前の額から１３０万円を減額し、７，９００万円としてございます。

次の１２ページ、１３ページをお願いいたします。

３、歳出でございます。１款公共下水道事業費、１目公共下水道事業費、今回、精査によりまして、補正前の額に１４５万円を追加し、１億８，０８０万４，０００円としてございます。続きまして、２目施設維持管理費でございます。補正前の額から７万８，０００円を減額、３，４０３万４，０００円としてございます。これにつきましても、事業の精査によるものでございます。続きまして、２款公債費、２目利子、補正前の額から１５４万２，０００円を減額し、３，２５３万６，０００円としてございます。主に長期債償還利子の減額でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

よろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第14号につきまして説明させていただきます。

報告第14号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第12号、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

令和元年6月7日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第12号、平成30年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）。

平成30年度上富田町の特別会計朝来財産区補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ485万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入、補正前の額に30万3,000円を追加し、歳入合計485万円と定めてございます。

歳出でございます。2款総務費、1款総務管理費、補正前の額に30万3,000円を追加し、歳出合計485万円と定めております。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますがお目通しのほどお願い申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の額に31万4,000円を追加。2目利子及び配当金、補正前の額から1万1,000円を減額してございます。合計で479万9,000円と定めてございます。

3、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に30万3,000円を追加。合計で289万3,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課、三浦企画員。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしくお願いします。

私からは、報告第15号をご説明申し上げます。

報告第15号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第13号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第13号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和元年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,860万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億666万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借り入れの最高額に2億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を3億円とする。

令和元年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。2款諸収入、補正前の額に1億7,860万9,000円を追加し、3億666万5,000円。歳入合計では、補正前の額に1億7,860万9,000円を追加し、3億666万7,000円と定めてございます。

歳出でございます。2款公債費、補正前の額に225万円を追加し、375万円。3款前年度繰上充用金、今回、新たに1億7,635万9,000円を追加し、1億7,635万9,000円。歳出合計では、補正前の額に1億7,860万9,000円を追加し、3億666万7,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、

お目通しをお願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。2 款諸収入、1 項収益事業収入及び雑入、1 目宅地造成事業収入、補正前の額に1 億7, 8 6 0 万9, 0 0 0 円を追加し、2 億2, 5 6 9 万1, 0 0 0 円。計としまして、補正前の額に1 億7, 8 6 0 万9, 0 0 0 円を追加し、3 億6 6 6 万5, 0 0 0 円。

歳出でございます。2 款公債費、1 項公債費、1 目利子、補正前の額に2 2 5 万円を追加し、3 7 5 万円。一時借入金利子となつてございます。3 款前年度繰上充用金、1 項前年度繰上充用金、1 目前年度繰上充用金、今回、新たに1 億7, 6 3 5 万9, 0 0 0 円を追加し、1 億7, 6 3 5 万9, 0 0 0 円となつてございます。

なお、参考としまして、平成3 0 年度で前年度繰上充用金は2 億1, 3 0 9 万6, 0 0 0 円となつてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願いします。

私のほうからは、報告第1 6 号についてご説明申し上げます。

報告第1 6 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第1 7 9 条第1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第1 4 号、令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1 号）。

令和元年6 月7 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第1 4 号、令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1 号）でございます。

令和元年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2, 0 5 2 万5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2, 2 3 5 万5, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 2, 0 0 0 万円と定める。

令和元年 5 月 3 1 日専決、上富田町長奥田誠。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。1 款諸収入、1 項貸付金元利収入、補正前の額に 2, 0 5 2 万 5, 0 0 0 円を追加し、2, 2 3 5 万 5, 0 0 0 円と定めております。

次に、歳出でございます。1 款公債費、1 項公債費、補正前の額に 2 2 万 5, 0 0 0 円を追加し、2 0 5 万 5, 0 0 0 円と定めております。2 款前年度繰上充用金、1 項前年度繰上充用金、今回、新たに 2, 0 3 0 万円を計上しております。歳出合計としまして、補正前の額に 2, 0 5 2 万 5, 0 0 0 円を追加し、2, 2 3 5 万 5, 0 0 0 円と定めております。

次の 3 ページから 5 ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2、歳入です。1 款諸収入、1 目住宅新築資金貸付金元利収入、補正前の額に 2, 0 5 2 万 5, 0 0 0 円を追加し、2, 2 3 5 万 5, 0 0 0 円と定めております。これは、貸付金元金過年度収入であります。

次に、3、歳出でございます。1 款公債費、2 目利子、補正前の額に 2 2 万 5, 0 0 0 円を追加し、3 3 万 5, 0 0 0 円と定めております。2 款前年度繰上充用金でございますが、1 目前年度繰上充用金、今回、新たに 2, 0 3 0 万円を計上しております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

1 3 時 3 0 分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 3 2 分

再開 午後 1 時 2 8 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務政策課課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

私からは、議案第53号についてご説明申し上げます。

議案第53号、新元号制定に伴う関係条例の一部を改正する条例。

新元号制定に伴う関係条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

新元号制定に伴う関係条例の一部を改正する条例（案）。

この条例につきましては、令和への新元号制定に伴い、各条例の平成表記を令和表記に改めるための改正を行うものであります。

第1条から第2条は、本則における平成表記を令和表記に改め、第3条から第9条については、附則における平成表記を令和表記に改めるものです。

最終、4ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課、陸平企画員。

○住民生活課企画員（陸平志保）

よろしくお願いします。

私からは、議案第54号について説明させていただきます。

議案第54号、上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級に該当する者。

本条例につきましては、和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱における重度心身障害児（者）の対象範囲が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、附則としまして、施行期日、1、この条例は、令和元年8月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によるとしてございます。

参考資料としまして、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課、吉田企画員。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

よろしくお願いします。

私からは、議案第55号についてご説明申し上げます。

議案第55号、上富田町森林環境譲与税活用基金条例。

上富田町森林環境譲与税活用基金条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町森林環境譲与税活用基金条例（案）。

条文に沿ってご説明いたします。

第1条では、森林経営管理法に基づき、林業の成長産業化と森林の公益的機能の維持、発揮、山村の振興を図るための財源として森林環境譲与税を活用するための基金を設置するとしてございます。

第2条では、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とするとしてございます。

第3条では管理について、第4条では運用益金の処理について、第5条では繰替運用について定めてございます。

また、第6条では、処分について定めており、基金は、第1条の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができるように定めてございます。

第7条では、委任について定めてございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和元年7月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課、宮本企画員。

○住民生活課企画員（宮本真里）

よろしくお願いします。

私からは、議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第3条の見出し中「平成30年から平成32年度」を「平成30年度」に、同条中「平成30年度から平成32年度の各年度」を「平成30年度」に改め、次の1条を加える。

令和元年度における保険料率の特例。

第4条、改正後の第3条第1号に該当する第1号被保険者についての令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万5,200円とする。

2項、改正後の第3条第2号に該当する第1号被保険者についての令和元年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、5万8,700円とする。

3項、改正後の第3条第3号に該当する第1号被保険者についての令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、6万8,100円とする。

本条例につきましては、低所得者の介護保険料につきましての軽減強化を行うための改正となります。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課、木村企画員。

○住民生活課企画員（木村陽子）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第５７号から議案第５９号についてご説明いたします。

議案第５７号、上富田町診療所条例を廃止する条例。

上富田町診療所条例を廃止する。

令和元年６月７日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町診療所条例を廃止する条例（案）。

上富田町診療所条例を廃止する。

本条例につきましては、令和元年９月３０日をもって、上富田町市ノ瀬診療所を閉鎖することに伴い、本条例を廃止するものです。

なお、附則として、この条例は、令和元年１０月１日から施行するとしています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第５８号についてご説明いたします。

議案第５８号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年６月７日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表第１診療所医師の項を削る。

本条例につきましては、先ほどご説明いたしました議案第５７号、上富田町診療所条例を廃止する条例の上程に伴い、診療所医師の報酬額の項を削るものでございます。

なお、附則として、この条例は、令和元年１０月１日から施行するとしています。

参考資料として、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第５９号についてご説明いたします。

議案第５９号、上富田町特別会計条例の一部を改正する条例。

上富田町特別会計条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町特別会計条例の一部を改正する条例（案）

上富田町特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条第8号を削る。

本条例につきましても、議案第57号、上富田町診療所条例を廃止する条例の上程に伴い、上富田町特別会計条例第1条第8号に掲げる診療所事業会計を削るものでございます。

なお、附則としまして、施行期日を、1、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしています。上富田町特別会計条例の一部改正に伴う経過措置として、2、この条例の施行の日前における上富田町特別会計診療所事業に係る歳入歳出の出納については、令和2年5月31日までの間は、なお従前の例によるとしています。

参考資料として、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課、中島企画員。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第60号につきましてご説明をいたします。

議案第60号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,803万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,803万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入につきまして、2款地方譲与税では、補正前の額に今回454万5,000円を追加し、6,104万5,000円と定めてございます。15款国庫支出金では、補正前の額に500万円を追加。16款県支出金では、補正前の額に333万円を追加。17款財産収入では、補正前の額に1,000円を追加。19款繰入金では、補正前の額

に1,065万5,000円を追加。21款諸収入では、補正前の額に450万円を追加。歳入合計では、補正前の額に2,803万1,000円を追加し、58億1,803万1,000円と定めてございます。

歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額に今回2万円を追加し、8,561万5,000円と定めてございます。2款総務費では、補正前の額に1,714万6,000円を追加。3款民生費では、補正前の額に240万8,000円を追加。4款衛生費では、補正前の額に287万円を追加。5款農林水産業費では、補正前の額に454万6,000円を追加。9款教育費では、補正前の額に104万1,000円を追加。以上、歳出合計では、補正前の額に2,803万1,000円を追加し、58億1,803万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。右側の3ページでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから5ページまでは恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それぞれの各内訳につきまして、歳出から説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費の1項議会費では、補正前の額に2万円を追加しております。

2款総務費の1項総務管理費では、1,714万6,000円を追加。主なものは、3目の19節負担金、補助金及び交付金の中で、住宅耐震改修費の補助金でございます。

3款民生費の1項社会福祉費では、42万8,000円を追加しております。次のページをお願いいたします。2項児童福祉費では、198万円を追加しております。主な内容は、13節委託料でございまして、10月以降の保育料の無償化に伴うシステム改修の委託を計画してございます。

4款衛生費の1項保健衛生費では、81万円を追加。2項清掃費では、206万円を追加。内容でございますが、11節需用費、最終処分場の機械の修繕を行うものでございます。

5款農林水産業費、2項林業費では、454万6,000円を追加。内容につきましては、森林環境譲与税の制度に伴いまして、意向調査の委託と基金の積み立てを措置するものでございます。

9款教育費の4項社会教育費では、次のページをお願いいたします。合計104万1,000円を追加しております。

次の16ページは給与費明細書でございます。お目通しをお願いいたします。

続いて、歳入について説明いたしますので、恐れ入りますが6ページをお願いいたし

ます。

歳入につきましては、２款地方譲与税に今回新たに３項森林環境譲与税を新設し、新たに４５４万５，０００円を追加いたしました。

１５款国庫支出金の２項国庫補助金で、補正前の額に５００万円を追加。１６款県支出金の２項県補助金で３３３万円を追加いたしました。両方とも住宅耐震改修費の国及び県からいただく補助金を計上したものでございます。

１７款財産収入の財産運用収入で１，０００円を追加いたしました。

次のページをお願いいたします。

１９款繰入金の２項基金繰入金で、合計１，０６５万５，０００円を追加いたしました。このうち、５目財政調整基金繰入金でございます。今回の補正に係る一般財源を補填したものでございます。１，０１５万５，０００円を追加してございます。

２１款諸収入の２項雑入で４５０万円を追加。一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業費助成金をいただくものでございます。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課、宮本企画員。

○住民生活課企画員（宮本真里）

お願いします。

私からは、議案第６１号についてご説明いたします。

議案第６１号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第１号）。

令和元年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３４２万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５億９，７４８万８，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年６月７日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入です。１款保険料では、補正前の額に７８万７，０００円を追加し、３億３，４３５万７，０００円と定めています。３款国庫支出金では、補正前の額に８５万６，０

００円を追加。４款支払基金交付金では、補正前の額に９２万４，０００円を追加。５款県支出金では、補正前の額に４２万８，０００円を追加。７款繰入金では、補正前の額に４２万８，０００円を追加。歳入合計では、補正前の額に３４２万３，０００円を追加し、１５億９，７４８万８，０００円と定めています。

歳出です。４款地域支援事業費では、補正前の額に３４２万３，０００円を追加し、１億１，４７５万７，０００円と定めています。歳出合計では、補正前の額に３４２万３，０００円を追加し、１５億９，７４８万８，０００円と定めています。

３ページから５ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく申し上げます。

６ページ、７ページをお願いします。

２、歳入です。１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料では、７８万７，０００円追加、特別徴収保険料を措置しております。３款国庫支出金、２項国庫補助金、２目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では８５万６，０００円を追加。４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、２目地域支援事業支援交付金では９２万４，０００円を追加。５款県支出金、２項県補助金、１目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では４２万８，０００円を追加。７款繰入金、１項一般会計繰入金、２目介護予防・日常生活支援総合事業交付金繰入金では４２万８，０００円を追加し、それぞれ現年度分を措置しております。

８ページ、９ページをお願いします。

歳出です。４款地域支援事業費、１項介護予防・日常生活支援総合事業費、１目介護予防・生活支援サービス事業費では３４２万３，０００円を追加、介護予防事業委託料を措置しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課、木村企画員。

○住民生活課企画員（木村陽子）

お願いします。

私からは、議案第６２号についてご説明いたします。

議案第６２号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第１号）。

令和元年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８１万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ１，９７５万９，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年６月７日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入です。３款繰入金では、補正前の額に８１万円を追加し、１，２６６万６，０００円と定めています。歳入合計では、補正前の額に８１万円を追加し、１，９７５万９，０００円と定めています。

歳出です。１款総務費では、補正前の額に８１万円を追加し、１，５９４万５，０００円と定めています。歳出合計では、補正前の額に８１万円を追加し、１，９７５万９，０００円と定めています。

次の３ページをお願いします。

３ページから５ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

６ページ、７ページをお願いします。

２、歳入です。３款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金では８１万円を追加しています。

３、歳出です。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では８１万円を追加。診療所閉鎖に伴い不用となる医療機器等を廃棄処理するために医療機器廃棄処理委託料を措置しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会、中松課長。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

よろしくお願いします。

私からは、議案第６３号から第６６号までご説明申し上げます。

議案第６３号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、平成３１年３月１８日契約に係る平成３０年度 第１号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気設備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成30年度 第1号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校
空調設置電気設備工事。

2、契約金額、変更前、5,509万2,960円、変更後、5,670万6,480円、161万3,520円の増となります。

3、契約の相手方、和歌山県田辺市磯間26番12号、変更前、有限会社光明電設、
変更後、株式会社光明電設、代表取締役當仲優憲。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

変更契約の主な内容としましては、電力使用量を調整、監視するためのデマンドアダプタを空調機に設置する工事を追加することに加え、当初の足場の設置期間を延長するための工事費で、空調工事は学校の休日に作業するため、作業の進捗に合わせて延長するものです。また、キュービクルの設置に伴い、外構の復旧計画を変更するための工事を追加するものです。

なお、3、契約相手方の会社名については、令和元年5月7日付で会社形態が変更されたことによるものでございます。

デマンドアダプタを設置することで、一定温度の設定が可能となり、余分な電気経費が節約できるものと考えてございます。

次のページには、参考資料として建設工事請負仮契約書を添付していますので、恐れ入りますがお目通しくださるようよろしくお願い申し上げます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第64号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成31年3月18日契約に係る平成30年度 第2号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置機械設備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成30年度 第2号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校
空調設置機械設備工事。

2、契約の金額、変更前、4,847万3,640円、変更後、5,055万3,720円、208万80円の増となっております。

3、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2101番地の4、山本施設工業株式会社、上富田営業所、所長玉置正和。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

変更契約の主な内容としましては、前条と同じく、電力使用を調整、監視するための

デマンドアダプタを空調機に設置する工事を追加することに加え、当初の足場の設置期間を延長するための工事費で、空調工事は学校の休日に作業するため、作業の進捗に合わせて延長するものです。また、キュービクルの設置に伴い、外構の復旧計画を変更するための工事を追加するものでございます。

次のページには、参考資料として建設工事請負仮契約書を添付していますので、恐れ入りますがお目通しくださるようお願いいたします。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第65号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成31年3月18日契約に係る平成30年度 第3号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成30年度 第3号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設備工事。

2、契約金額、変更前、4,984万4,160円、変更後、5,060万2,320円、75万8,160円の増となります。

3、契約の相手方、和歌山県田辺市稲成町336-1、株式会社第一テック、代表取締役朝間一議。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

変更契約の主な内容としましては、前条と同じく、電力使用の調整、監視するためのデマンドアダプタを空調機に設置する工事を追加することに加え、当初の足場の設置期間を延長するための工事費で、空調工事は学校の休日に作業するため、作業の進捗に合わせて延長するものです。また、キュービクルの設置に伴い、外構の復旧計画を変更するための工事を追加するものです。

次のページには、参考資料として建設工事請負仮契約書を添付していますので、恐れ入りますがお目通しくださるようお願いいたします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第66号、工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成31年3月18日契約に係る平成30年度 第4号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成30年度 第4号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事。

2、契約金額、変更前、4,667万5,440円、変更後、4,756万9,680円、89万4,240円の増となります。

3、契約の相手方、西牟婁郡上富田町生馬609番地の1、株式会社光和设备、上富田営業所、上富田営業所長山本典文。

令和元年6月7日提出、上富田町長奥田誠。

変更契約の主な内容としましては、前条と同じく、電力使用を調整、監視するためのデマンドアダプタを空調機に設置する工事を追加することに加え、当初の足場の設置期間を延長するための工事費で、空調工事は学校の休日に作業するため、作業の進捗に合わせて延長するものです。また、キュービクルの設置に伴い、外構の復旧計画を変更するための工事を追加するものです。

次のページには、参考資料として建設工事請負仮契約書を添付していますので、恐れ入りますがお目通しくださいますようお願いします。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上となります。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

次回は、6月16日日曜日午前9時となっておりますので、ご参集お願い申し上げます。ありがとうございました。

延会 午後 2 時 0 9 分